

# ✓ 春作業前に確認!

作業機付きでも

## うちのトラクター、公道走行できる?



このほど、農耕用トラクターに関する「道路運送車両法」の運用見直しにより、保安基準に緩和措置が設けられました。これにより、必要な対応を行うことで、農耕用トラクターに作業機を装着したままでも公道を走行できるようになりました。必要条件や法令等を確認し、安全な春作業に備えましょう!

### ! 直装タイプの作業機のみが対象です !

今回の緩和措置で対象となったのは、**トラクターに直接装着して、持ち上げて走行するタイプの作業機のみ**です。けん引タイプの作業機については関係法令の運用の見直し中で、現時点で公道走行は認められていません。

#### ○ 公道走行ができる作業機 直装タイプの作業機

- ロータリー
- フロントローダー
- プラウ
- 肥料散布機
- ブームモア など

#### × 公道走行ができない作業機 けん引タイプの作業機

- × ロールベラー
- × トレーラ
- × マニユアスプレッター など

### ! 使用するトラクターをチェックしましょう !

#### 01 | 灯火器類の確認

作業機を取り付けた状態で、他の交通から灯火器類が確認できることが必要です。

■ 道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類の取り付け位置は以下のように定められています。

前照灯 ヘッドライト	最外側から可能な限り40cm以内、高さは可能な限り50cm以上120cm以下 (夜間に前方50m先の障害物を確認できること)
車幅灯 ※ ポジションランプ	最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下 (夜間に前方300mから確認できること)
尾灯 ※ テールランプ	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下 (夜間に後方300mから確認できること)
後部反射器 リフレクター	最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下 (夜間に後方150mから確認できること)
制動灯 ※ ブレーキランプ	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下 (昼間に後方100mから確認できること)
後退灯 ※ バックランプ	高さは可能な限り地上25cm以上120cm以下 (昼間に後方100mから確認できること)
方向指示器 ウィンカー	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下 (昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること)
番号灯 【大型特殊車両のみ】 ライセンスランプ	ナンバープレートを照らすことができる位置

\*全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下かつ最高速度15km/h以下のトラクターは、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯の取り付け義務はありません。

